

五霞町教育大綱

平成 28 年 2 月

五 霞 町

五霞町教育委員会

1 大綱策定の趣旨

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月から施行されました。

今回の法改正の趣旨は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、さらには町長と教育委員会との連携強化を図ることとされております。

そして、町長の教育行政に対する責任を明確化した上で、町長と教育委員会の連携のもと、より民意を反映した教育行政の推進を目的として、地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱を策定するよう求めています。

こうしたことから、五霞町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の位置付け

教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌しつつ、平成27年3月に策定した第5次五霞町総合計画（後期基本計画）を踏まえて策定するものです。

3 大綱の期間

第5次五霞町総合計画（後期基本計画）との整合性を図るため、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 基本目標

「豊かな人間性を育てる教育と文化を生み出すまちづくり」

児童・生徒の生きる力を育む教育内容や教育環境などの充実とともに、安全で安心のできる学校づくりに努めます。

また、町民が気軽に学習やスポーツ、文化芸術などの活動へ参加できる環境づくりを進めます。

さらには、本町の歴史や文化の保存、振興にも努めます。

5 基本方針

(1) 学校教育の充実

① 教育内容の充実

児童・生徒一人ひとりに配慮しながら個性を活かす教育を基本として、基礎的・基本的な学力の確実な習得と豊かな感性を育む人間形成、健やかな体の育成を目指しながら、それぞれのバランスがとれた教育を推進します。

② 小学校英語教育の推進

A L Tや教育活動指導員等を有効的に活用し、新しい言語を急速に吸収することのできる小学校低学年から「聞く」「話す」を中心とした英語教育の取組を推進します。

③ 道徳教育の推進

平成30年度からの道徳教育教科化に伴い、子どもたちの規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操を育むため、学校教育全体を通じて様々な体験活動等を交えながら、道徳教育の充実を図ります。

④ 時代の変化に対応した教育の推進

コンピューターを積極的に活用した情報教育や身近な自然環境を活かした環境教育、職場見学・職場体験を取り入れたキャリア教育、豊かな人権感覚や人権意識などを育む人権教育など、社会変化に対応した教育の充実に努めます。

⑤ 教育相談・指導の充実

子どもたちや保護者が持つ悩みや心配事に迅速かつ的確に対応できるよう、相談・指導体制の充実に努め、子どもたちの健やかな成長を支援します。

また、いわゆる「中1ギャップ」対策として、小・中学校との連携や東・西小学校合同による体験交流学习を実施します。

このほかにも、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対する援助を行うとともに、高等学校等への進学が困難な世帯への経済的な支援の検討を行います。

⑥ いじめ防止等に向けた取組

学校・家庭・地域・その他の関係機関との連携を図りながら「いじめをしない、させない、見逃さない」ための組織的な取組を積極的に展開します。

また、いじめの防止等のための対策を推進するため、関係機関等の連携強化

やいじめ防止に関する措置を実効的に行うための組織を整備します。

さらには、不登校対策として家庭や関係機関と連携し、学校復帰に向けた取組を進めます。

⑦ 教育施設の充実

子どもたちが安全で快適な学校生活を送れるよう、施設の整備に努めます。

(2) 地域社会や家庭と連携した教育の充実

① 地域で支えあう幼児教育の推進

幼稚園、保育園及び幼保連携施設での活動を通じて、年齢に合った活動や教育が行われるよう幼児の教育環境及び教育内容の向上に努めます。

また、社会性や人間性豊かな子どもたちの育成を図るため、学校・家庭・地域や保護者間の連携を強化しながら、家庭教育学級の内容の充実に努めます。

② 地域で青少年を育成する環境づくりの推進

青少年自身が多様な交流や自主的活動を通じて、自立心や協調性、社会性などを身に付けられるよう家庭・学校・地域が連携しながら支援していきます。

また、ボランティア等の地域活動を通じて、リーダーの育成を図ります。

③ 青少年を犯罪等から守る安全・安心対策の推進

家庭・学校・地域・行政・警察が一体となって、青少年への声かけや地域での挨拶運動を実施し、青少年の健全育成活動に努めます。

(3) 生涯学習の充実

① 生涯学習活動の促進

社会環境や町民意識の変化に対応した多様な学習ニーズに応えるため、社会教育主事を中心とした各種施策の推進を図り、地域・学校・行政が一体となった生涯学習体制の確立を目指します。

町民の多様なニーズに即した様々な講座・教室を開設するとともに、生涯学習に関する情報のネットワーク化など情報提供の充実に努めます。

そして、生涯学習活動団体の主体的な活動を支援するとともに、生涯学習活動の担い手となる人材の発掘とリーダーの育成を行います。

また、平成31年度に茨城県で行われる「いきいき茨城ゆめ国体 2019」において、手軽に自己の健康管理に取り組める「ウォーキング」を五霞町で開催するなど、町民の健康増進と生きがいづくりのため、生涯スポーツ活動に取り組むことができるようスポーツに親しめる環境づくりを推進していきます。

さらに、スポーツを通じた交流や団体及びリーダー・指導者の育成・支援を進めます。

② 生涯学習施設の充実

生涯学習の拠点である中央公民館をはじめ、B&G海洋センターその他の生涯学習施設については、適切な管理運営と施設の機能充実に努めながら、町民が自ら行う生涯学習の拠点として学習環境の充実に努めます。

特にリニューアルを含めた大規模修繕については、今後町が定める公共施設等の管理計画との整合を図りながら、計画的な施設修繕に努め、諸施設の効率的な維持管理に努めます。

(4) 文化財の保護・活用

① 文化財の調査・発掘・活用

埋蔵文化財の保護や記録の保存を行うとともに、県・町指定文化財の保護に努め、文化財の收藏及び展示施設についての検討を行います。

また、現存する歴史的資料等の保存・整理を行い、新出文書等の掘り起こしや町内の文化財調査を推進します。

さらには、これらの文化財・歴史的資料の常設展示や歴史シンポジウム等を開催し、多くの町民に町の歴史に触れる機会の提供に努めます。

② 伝統文化の保護・伝承

各行政区との連絡調整を図りながら、郷土への誇りと愛着がもてるよう地域の伝統文化的行事の保護・伝承に努めます。また、地域の特性を踏まえ、イベントへの参加などを通じて後継者育成を促進します。

6 関係法令条文（抜粋）

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [平成 26 年 6 月 20 日改正]

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(2) 教育基本法 [平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号]

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。